

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

**電子申請のご利用をお勧めしています。**

24時間  
いつでも  
申請可能!!

マイナンバー記載の書類を持ち運ばず、オンラインで申請するため安全!!

※1  
★ **主要3手続きの電子申請利用率が85%を超えました!**

※1 雇用保険の主要3手続き 資格取得届・資格喪失届・高齢雇用継続給付

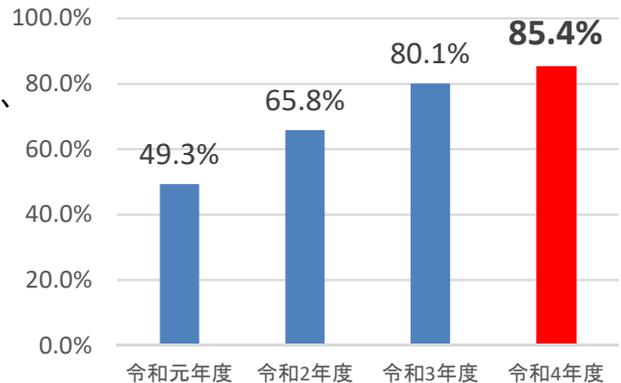
雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請について、既に多くの方に**電子申請**をご利用いただいています。

来所による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**マイナンバー**※2を記載した届出用紙を持ち運ぶ必要がないため、**マイナンバー**の運用管理など安全管理措置の負担が軽減されます。

※2 平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出にマイナンバーの記載・添付がない場合は、不備がある届出書類として返却することとしておりますので、記載漏れがないようお願いします。

主要3手続きの電子申請率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ **電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能!**

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。(通常は申請の翌日に返戻しておりますが、年度当初の繁忙期など申請が集中する時期には「資格喪失届(離職票あり)」を優先して処理するため、その他の届出等の返戻には多少時間がかかることがあります。)

◇ **個人情報の持ち運びが不要!** 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ **時間とコストをかけずに申請できます!**

ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかかりません。

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」へお問い合わせください。

電話番号: 050-3786-2225

e-Gov ポータル> お問い合わせ: <https://www.e-gov.go.jp/contact>

<参考>

- ・ e-Gov電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>
- ・ 電子申請利用マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となります。令和2年4月から一部の申請について、無料で取得できるG Biz IDによる申請も可能になりました。詳しくは、<https://g-biz.go.jp>をご参照ください。



東京労働局・都内ハローワーク

R050501

無料です

電子申請をご検討されている皆さまへ

## 『雇用保険電子申請アドバイザー』をご利用ください

都内7か所のハローワークには、「雇用保険電子申請相談コーナー」が設置され、社会保険労務士の資格を持った専門のアドバイザー（「雇用保険電子申請アドバイザー」）が、電子申請に関する相談を承っています。<sup>※1</sup>また、事業所に訪問させていただき、電子申請のためのパソコンの環境設定支援や電子申請  の体験入力（デモンストレーション）も行っております。

### ●雇用保険電子申請アドバイザー配置一覧

配置安定所	電話番号	管轄安定所	管轄事業所所在地
飯田橋所	03(3812)6132 雇用保険適用課	飯田橋所・上野所	千代田区・中央区・文京区・大島・三宅島・八丈島などの島しょ地区・台東区
品川所	03(5418)7305 雇用保険適用課 得喪第二係	品川所・大森所	港区・品川区・大田区
渋谷所	03(3476)8609 (22#) 雇用保険適用課適用係	渋谷所・三鷹所	渋谷区・世田谷区・目黒区・三鷹市・武蔵野市・西東京市・東久留米市・清瀬市
新宿所	03(3200)1273 雇用保険適用課	新宿所・町田所・府中所	新宿区・中野区・杉並区・町田市・府中市・稲城市・多摩市・調布市・狛江市
池袋所	03(3988)6662 雇用保険適用課適用係	池袋所・王子所・足立所	豊島区・板橋区・練馬区・北区・足立区・荒川区
木場所	03(3643)8606 雇用保険適用課	木場所・墨田所	江東区・江戸川区・墨田区・葛飾区
立川所	042(525)8602 雇用保険適用課	立川所・八王所・青梅所	立川市・国立市・小金井市・昭島市・小平市・東村市・国分寺市・東大和市・武蔵村山市・八王子市・日野市・青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡

※アドバイザー配置安定所以外の事業所にも管轄担当のアドバイザーが訪問し、ご相談させていただきます。

まずは上記の配置安定所へお電話いただき、「[雇用保険電子申請アドバイザーについて](#)」とお尋ねください。

また、下記事項についてお知らせください。後日、アドバイザーよりご連絡させていただきます。

#### お知らせいただく事項

- ①事業所名 ②所在地 ③ご連絡先電話番号 ④ご担当者部署名 ⑤ご担当者名  
⑥雇用保険適用事業所番号

